

障がいのある子どもへの支援

(1) 経済的支援

市障害者扶助料

蒲郡市に住所があり、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持つ人に、市から支給される手当です。

お問い合わせ先 福祉課 ☎ 66-1106

県在宅重度障害者手当

愛知県内に住所があり、重度の身体障害者手帳または療育手帳を持つ人に、愛知県から支給される手当です。

※対象者に制限があります。

- 施設入所、長期入院者及び、特別障害者手当、障害児福祉手当など、国の手当を受けている人は対象外となります。
- 所得制限によって支給停止となる場合があります。

お問い合わせ先 福祉課 ☎ 66-1106

障害児福祉手当

20歳未満で、日常生活に常時介護を必要とする在宅の人に、国と愛知県から支給される手当です。

※対象者に制限があります。

- 施設入所者および、障がいを事由とした年金の受給者は対象外となります。
- 所得制限によって支給停止となる場合があります。
- 愛知県在宅重度障害者手当をあわせて受給することはできません。

お問い合わせ先 福祉課 ☎ 66-1106

特別児童扶養手当

身体・知的発達または精神等に中度または重度の障がいを有する20歳未満の児童を養育している父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している人に支給されます。ただし、児童が障がいを事由とする年金を受けられる場合や、施設入所している場合は、支給されません。(所得制限があります。)

手当月額 重度障がい(1級) 53,700円
中度障がい(2級) 35,760円(令和5年4月現在)
※物価のスライドにより支給額が変更になる場合があります。

お問い合わせ先 子育て支援課 ☎ 66-1108

(2) 生活支援

手帳制度

身体障害者手帳

身体障害者手帳は、視覚・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく・肢体(上肢、下肢、体幹)・心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫の各部位または機能に、法で定められた障がいのある人に交付され、福祉サービスを受けるために必要なものです。障がいの程度に応じて、重い順に1級から6級までの等級があります。

療育手帳

療育手帳は、生活上の適応障害を伴う知的機能の障害がある方に交付されます。原則3歳以上の方が対象で、各種福祉サービス等を受けるために必要になります。交付前に実施される知能検査の結果に応じて、A判定からC判定までの障害程度に区分されます。

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患のある人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人が手帳交付の対象となります。障がいの程度に応じて、重い順に1級から3級までの等級があります。
※障がい区分に応じて受けられる福祉サービスが異なります。

お問い合わせ先 福祉課 ☎ 66-1106

補装具の交付修理

障がいによって失われたり、低下した体の機能を補うための用具を交付修理します。身体障害者手帳を持つ人が対象です。費用の一部負担があります。

お問い合わせ先 子育て支援課 ☎ 66-1108

軽度・中等度難聴児への補聴器購入費の一部助成

身体障害者手帳を持たない中等度以下の難聴児に対して、補聴器の購入・修理費用の一部を助成しています。

お問い合わせ先 子育て支援課 ☎ 66-1108

日常生活用具の支給

在宅のおおむね1、2級の身体障がいのある人が自力で日常生活を送ることができるように、生活用具を給付します。また、在宅の重度知的障がいのある人にも、日常生活の便宜を図るための用具を給付します。費用の一部負担があります。

お問い合わせ先 子育て支援課 ☎ 66-1108

車椅子の貸し出し

市内在住の人を対象に、自宅で使用する車椅子を貸し出しています。貸し出し期間は3か月以内で、使用料は無料です。ただし、介護保険サービス利用者は、ご相談となります。

お問い合わせ先 蒲郡市社会福祉協議会 ☎ 69-3911

(3) 医療費助成

障害者医療

重度の身体障がいおよび知的障がい等の人に対し、保険診療による医療費の自己負担額を助成します。対象となるのは、市内に住所があり、健康保険に加入し、下記に該当する人です。

- 1 級から 3 級の身体障害者手帳をお持ちの方
- 4 級の身体障害者手帳をお持ちで腎臓機能障害の人
- 4 級から 6 級の身体障害者手帳をお持ちで進行性筋萎縮症の人
- IQ が 50 以下の知的障がいと認定された人(療育手帳 A または B 判定)
- 自閉症状群と診断された人(高機能自閉症及びアスペルガー症候群を含む)

お問い合わせ先 保険年金課 ☎ 66-1102

自立支援医療(精神通院)

精神的な病気(てんかん含む)の通院医療費の自己負担を軽減する制度です。申請して承認されると、精神通院にかかる医療費の自己負担は 10% となりますが、その 10% は精神障害者医療で助成されるため、自己負担は 0 となります。

お問い合わせ先 福祉課 ☎ 66-1106

精神障害者医療

対象となるのは、市内に住所があり、健康保険に加入し、下記に該当する人です。

- 自立支援医療(精神通院)を受給されている人
自立支援医療(精神通院)適用後の自己負担額(10%)を助成します。
- 精神障害者保健福祉手帳の 1 級または 2 級をお持ちの人
保険診療による医療費の自己負担額を助成します。

お問い合わせ先 保険年金課 ☎ 66-1102

育成医療

18 歳未満の子どもで、身体上の障がいや病気を放置すると、将来において身体に障がいを残すと認められる場合で、手術などを行うことにより、治癒または障がい軽減されると医師が判定した時にその医療費を一部公費で負担する制度です。内臓の機能の障がいによるものについては、原則として手術を伴う外科的治療が対象です。

※身体障害者手帳をお持ちでない方も対象となります。

お問い合わせ先 福祉課 ☎ 66-1106

小児慢性特定疾病医療費助成制度

18 歳未満(継続の場合は 20 歳未満)の方が対象で、医療費の自己負担分について公費で一部負担します。対象疾患と認定基準がありますので、かかりつけの医師にご相談ください。

悪性新生物／慢性腎疾患／慢性呼吸器疾患／慢性心疾患／内分泌疾患／膠原病／糖尿病／先天性代謝異常／血液疾患／免疫疾患／神経・筋疾患／慢性消化器疾患／染色体または遺伝子に変化を伴う症候群／皮膚疾患／骨系統疾患／脈管系疾患

お問い合わせ先 愛知県豊川保健所総務企画課 ☎ 86-3188 蒲郡保健分室 ☎ 69-3156

(4) 児童発達支援センター(にこりん)

成長や発達に少し気がかりがある子どもたちや保護者の方を、児童発達支援センターでは3つの事業で支援します。

どこにあるの? 蒲郡市保健医療センター3階にあります。

何をやるの? ・児童発達支援事業：通園しながら日常生活における基本動作の獲得、人と関わる力や考える力の育成に向けて集団・個別の療育を行います。

【対象】 小学校入学前までのお子さん(児童福祉法に基づく受給者証をお持ちの方)

【費用】 児童福祉法に基づく給付費の1割(所得に応じて上限額が設定されます)

・保育所等訪問支援事業：保育園や学校などの生活の場へ支援員が訪問し、子どもたちの生活の様々な場面での困りごとや課題への対応を考え、集団生活への適応のための協力・支援を行います。

【対象】 児童福祉法に基づく受給者証をお持ちの方

【費用】 児童福祉法に基づく給付費の1割(所得に応じて上限額が設定されます)

・相談支援事業：子どもの成長・発達に関する相談や福祉サービスの利用案内などの相談をお受けしたり、福祉サービスを利用するには計画を作成し、モニタリング(評価・見直し)を行います。

【対象】 原則蒲郡市民、蒲郡市に転入予定の方

【費用】 無料

開設日時? 月曜日～金曜日(土・日・祝日、年末年始は休み) 8時30分～17時

お問い合わせ先 児童発達支援センター ☎ 56-2519
子育て支援課 ☎ 66-1108



(5) 児童通所支援

児童発達支援

人と関わるのが苦手・ことばの発達が気になる・落ち着きがないなど、お子さんの発達に気がかりなところはありませんか? 児童発達支援の事業所では、保護者の方と協力しながら、集団生活の準備や個別的な関わりの中で、できることを増やし、お子さんの安心と自信を育てるための支援をしていきます。

※就学前のお子さんが対象です。

放課後等デイサービス

小学校1年生～高校3年生までの集団生活を行うことが困難である児童に対し、療育を目的として創作的活動等を通じて集団生活訓練を行います。(障がいの手帳または、医師の意見書/診断書が必要です。)

医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。

お問い合わせ先 福祉課 ☎ 66-1106

(6) 障害福祉サービス、地域生活支援事業

主に障害者手帳を所持している重度の障がい児が対象です。診断書により精神障がいと認められた方(自閉症等の精神障がいの分類に属するもの)、難病指定の方も認められる場合があります。

サービスの種類：短期入所、居宅介護、移動支援、日中一時支援

お問い合わせ先 福祉課 ☎ 66-1106

(7) 相談施設及び相談員

蒲郡市障がい者支援センター

障がいのある人の暮らし、就労、福祉サービスの利用について、相談・支援を行います。

お問い合わせ先 〒443-0036 蒲郡市浜町93(浜町福祉センター)
☎ 68-3612 FAX 68-3623 E-mail: g-shien@nrc.gamagori.aichi.jp

相談支援事業所

障がいのある人の暮らし、福祉サービスの利用について、相談・支援を行います。

- 相談支援 楽翔(社会福祉法人 楽笑)
お問い合わせ先 〒443-0021 蒲郡市三谷町須田10番地68 ☎66-6228
- 障害者サポートセンター すてっぷ(社会福祉法人 くすの木福祉事業会)
お問い合わせ先 〒443-0013 蒲郡市大塚町後広畑25番地4 ☎59-7215
- 障がい者相談支援センター にじ(社会福祉法人 太陽の家)
お問い合わせ先 〒443-0103 蒲郡市形原町北浜28番地1 ☎57-1611
- 相談支援事業所 はばたき(社会福祉法人 はばたき)
お問い合わせ先 〒443-0056 蒲郡市神明町22番2号 ☎63-1214
- 相談支援事業所 つばさ(NPO法人 南十字星)
お問い合わせ先 〒443-0052 蒲郡市新井町8番20号カルムM1103号 ☎69-6910
- がまごおり・こども発達相談室 ふれあい(社会福祉法人 岩崎学園)
お問い合わせ先 〒443-0036 蒲郡市浜町93番地(浜町福祉センター2階) ☎69-5330
- 蒲郡市こども相談支援室
お問い合わせ先 〒443-0036 蒲郡市浜町4番地(保健医療センター3階) ☎56-2519
- 相談支援事業所 ほしぞら(NPO法人 青少年自立援助センター 北斗寮)
お問い合わせ先 〒443-0022 蒲郡市三谷北通五丁目103番地メゾン遊202号 ☎080-2659-2431

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、日常の問題等についての相談業務や、市の窓口への橋渡し等の役割を担っています。担当地域が分かれていますので、お住いの地区の担当を知りたいときはお問い合わせください。

お問い合わせ先 福祉課 ☎66-1104



発達障がいって…？

発達障がいとは、「発達障害者支援法」によると自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などをいいます。一見ただけでは障がいと分かりにくく、ともすれば「親のしつけがなっていない」とか「本人が怠けている」などと誤解されやすい障がいです。

たとえば、人とうまくつきあえない、相手の気持ちや表情を読むのが苦手、同じ動作を繰り返したりこだわりがある、突然、唐突な行動をとるなど、社会や学校、家庭で「生きづらさ」を持っています。

その子(人)がどんなことができ、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった点を、一人でも多くの方が理解してあげることで、発達障がいがあっても、だれもが自分らしく生きていけるのです。多くの人に発達障がいを理解していただきたいものです。